



上平第二地区 街づくり協議会ニュース



第3号
平成24年6月発行

発行：上平第二地区街づくり協議会
会長 松田 敏博
事務局：上尾市都市整備部まちづくり計画課



アンケートの集計結果が出ました！

先日、上平第二地区内にお住いの皆様を対象に街づくりアンケートを実施させていただきましたが、その集計結果が出ましたので報告いたします。

回収率

配布数	1200枚
回収数	563枚
回収率	46.9%
有効回答数 (回収数から白紙を除いた枚数)	550枚

各区長様をはじめ、たくさんの方に協力いただきました。どうもありがとうございました。



(結果の概要)

1. 地区内骨格道路（防災道路）を形成する方法について【問1】



災害に強い街づくりを進めるためには、地区内に防災上有効な空間（防災道路）を形成し、消火・避難活動に支障をきたさないようにする必要があります。その空間の幅を6mと設定して、その形成手法を尋ねました。

既存の道路を用地買収により拡幅整備する方法と、道路はそのまま塀や建築物を建替え時にセットバックさせる方法（地区計画または街づくり計画等、何らかのルール化をする）を尋ねたところ、後者を選択する意見が多数を占める結果となりました（後者が前者の約2倍）。

2. 道路の危険箇所について【問2】

歩行者の安全を確保してほしいという要望が多いことから、今後重点的に改善すべき箇所について、地区内の道路で特に危険を感じる場所があるかどうか、また、あるとした場合はその理由と、具体的な地点も尋ねました。

「特にない」という意見が若干上回ったものの、「ある」という意見もほぼ同数あり、危険箇所が一番多かった場所が床屋「バングアップ」前の三叉路でした。

その他にも「ミラーの足が道路に出ていて危険」、「県道の歩道がでこぼこでベビーカーで通行する際に危険」、「消防署の前の通りも交通量が多く危険」などたくさんの意見がありました。



防災上危険な道路



床屋「バングアップ」前の三叉路

3. 容積率について【問3】

当地区は県道上尾久喜線沿道の第二種住居地域(容積率200%)を除き、すべて第一種低層住居専用地域(容積率80%)で指定されています。80%という比較的厳しい容積率に対して、皆さんがどう感じているのか、容積率の緩和について単純に賛成・反対を尋ねたところ、反対が多数を占める結果となりました(反対は賛成の約4倍)。

また、「その他」の回答欄で、「容積率を100%程度までなら緩和してよい」、「場所によって緩和するべきところとそうでないところがある」という回答など、賛成・反対は条件次第であるとする趣旨の回答も見られました。

5. 建築用途規制について【問5】

当地区は県道上尾久喜線沿道の第二種住居地域を除き、すべて第一種低層住居専用地域であり、静かな住環境を守る目的から用途規制は厳しくなっています。第一種低層住居専用地域では、一定規模以上の店舗が制限されているため、社会全体の高齢化が進み、「買物難民」問題が注目される中で、当地区の用途規制の緩和についての意識を尋ねました。

その結果、用途規制の緩和には反対という意見が多数となり(反対は賛成の約2.4倍)、全体の傾向としては現在の静かな住環境を守りたいという意識がうかがえました。しかし賛成意見も全体の28%あり、自由回答欄には買い物の不便を訴える声もありました。

6. 自由回答【問6】

①道路について

道路に関することが最も多く、防災上の観点や、歩行者の安全確保のため等、安全・安心な街づくりを求めるものが多くありました。また、道路の整備といっても、安易に拡幅すると抜け道として利用する車が増え、かえって危険になるので慎重にするべきといった意見も複数見られました。

②下水道整備について

下水道に関しても多くの回答が寄せられ、早期整備に向けて強い要望がありました。

③公園、空き地について

都市公園が当地区には一つも存在しないため、公園・空地に関して、子どもの遊び場としてぜひとも整備が必要という意見が多数出されました。

④スーパーやコンビニについて

地区の中に店舗が少なく、買い物に不便を感じているという声も比較的目的立ちました。近年、隣接するしらこぼと団地にあったスーパーが撤退したため、日用品・食料品を購入できる店舗が不足している事情が反映していると思われます。

⑤その他

街灯に関して、数を増やして夜間の明るさを確保してほしいという意見も多く出されました。特に通学路や主要な道路において意見が多数ありました。

⑥まとめ

今回のアンケートの結果を見ると、全体的に現在の住環境からの大きな変化は望んでいないという傾向が伺えました。

その一方で、自由意見においては様々な要望も出ておりました。これらの結果を踏まえ、今後の上平第二地区の街づくりへと反映させていきたいと思えます。

なお、今回のアンケートの詳細結果については別途上尾市のホームページにも掲載しておりますので、併せてご覧ください。

4. 最低敷地面積について【問4】

当地区には、建築の際の最低敷地面積の規制がなく、今後、分譲住宅などの狭小敷地による建築が増加することも考えられます(ただし開発許可の場合には最低100平方メートルを要する)。そのため、過密化による住環境の悪化を防ぐための最低敷地面積規制を設けることについて賛否を尋ねたところ、賛成が多数を占めました(賛成が反対の約6.5倍)。

上尾市のホームページにも街づくり協議会の情報を掲載しています。
上尾市Webサイトから、「まちづくり・市政」の「都市計画・景観」をご覧ください。

お問い合わせは、上尾市まちづくり計画課(事務局)まで。

TEL 048-775-7629(直通)

FAX 048-775-9872

メール s351000@city.ageo.lg.jp



皆様のご意見・ご質問を募集しております。